

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

富士見周辺地区における公共施設再編の方向性
（案）の策定について

資料 1 富士見周辺地区における公共施設再編の方向性（案）

資料 2 パブリックコメント実施資料

平成 29 年 11 月 22 日

総 務 企 画 局

1. はじめに

富士見周辺地区では、平成20(2008)年3月に策定した「富士見周辺地区整備基本計画」、平成23(2011)年3月に策定した「富士見周辺地区整備実施計画」等に基づき計画的に事業を推進してきました。基本計画等の策定後、長方形競技場やスポーツ・文化総合センターの整備など、効率的・効果的な公園整備に向けた取組を進めてきましたが、概ね10年程度の整備スケジュールを想定した実施計画の策定から中間年次を経過したため、各施設等の整備の進捗状況や事業を取り巻く状況変化等を踏まえ、今回、富士見周辺地区の公共施設再編の方向性を再整理します。

2. これまでの経過

(1) 富士見周辺地区の課題

課題①「富士見公園」

『公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が必要』

富士見公園内には様々な市民利用施設が立地しており、市民の様々な活動の拠点となっています。一方で、多数の市民利用施設に加え、本来、都市公園施設になじまない競輪場が立地していることで、公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が求められています。

また、川崎都心と多摩川、臨海部とを結ぶ軸の交点に位置することから、川崎駅周辺における拠点機能の強化や多摩川沿いの土地利用転換などを視野に入れた、景観の形成が求められています。

課題②「市民利用施設等公共施設」

『老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数あり、施設の更新・再整備が必要』

富士見周辺地区の重点整備地区及びその周辺に立地する市民利用施設には、老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数ありますので、施設の更新・再整備が必要となっています。

また、富士見公園に隣接する富士見中学校はグラウンド面積が不足しており、教育環境の向上を図るため、運動の場を確保する対策を優先的に進めていく必要があります。

(2) 富士見周辺地区整備基本計画（平成20年3月策定）

富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少ないことや市民利用施設の老朽化への対応などが課題となっていることから、これらの課題を解決するための基本的な整備方針を策定しました。

<整備に関する基本的な考え方>

【整備目標①】 富士見公園の再生

公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図ります。

将来像

緑、活気、憩い、ふれあいのある、
都心のオアシス・富士見公園

<整備に関する基本的な考え方>

【整備目標②】 スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

市民利用施設については、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ります。

市民利用施設等公共施設	再編整備の方向性
川崎競輪場	公園との調和に配慮した上で、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化するとともに、できる限り多目的な活用ができることをめざす。
富士見中学校	教育環境の向上を図ることは、最重要課題の一つであることから、実現可能性の高い方策を早期に行い、実態的に教育環境の向上を図ることをはじめとして、段階的な対応を図る。 第1段階：富士見球場の利用枠の拡大による対応（土日の利用枠の拡大など） 第2段階：グラウンド機能の充実に向けた検討（北側校地の有効活用の検討） 第3段階：将来的なグラウンド確保に向けた検討（状況変化に応じて検討を行い、運動場の確保に努める）
川崎球場	アメリカンフットボールやフットサル等のスポーツが開催可能な、観覧席のある長方形競技場として整備する。
教育文化会館	立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る。
県立川崎図書館	県立川崎図書館については、基本計画に基づく整備と連携が図れるよう県と調整を図る。
川崎市体育館	体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして改築し、その際公園北側の児童プールなど、合築可能な施設の複合化を図る。
駐車場・駐輪場	路上駐車等の迷惑行為が行われないう、富士見公園及び周辺市民利用施設において必要な駐車場・駐輪場を確保する。

(3) 富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）（平成22年3月策定）

基本計画に基づき整備実施計画の策定に向けた取組を進め、その取組状況を平成21年12月に「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方」として取りまとめ、改めて市民意見を伺い反映した結果を取りまとめました。

再編整備を計画的に推進するためのグループ分け

Aグループ【教育文化会館・川崎市体育館・児童プール・テニスコート・弓道場・相撲場・駐輪場】

Bグループ【川崎競輪場・川崎球場・エントランスゾーン】

(4) 富士見周辺地区整備実施計画（平成23年3月策定）

公園・各施設の段階的な整備の推進に向け、公園区域全体の整備の進め方、各施設の整備方針、整備手順などを取りまとめ、概ね10年程度の整備スケジュールを示し、再編整備を行うことを目指すものとして策定しました。

3. 計画に基づく主な整備状況（平成29年11月現在）



4. 事業を取り巻く状況変化

（1）県立川崎図書館の移転

現在、神奈川県は、県立川崎図書館の「かながわサイエンスパーク」(KSP)への移転に向けて、取組を進めており、現在の県立川崎図書館は平成29年12月に休館し、平成30年5月にKSPで開館することとなっています。

（2）教育文化会館の老朽化及び教育文化会館大ホールの閉鎖

教育文化会館は、昭和42年に「産業文化会館」として設立されており、外壁の剥離等が発生するなど施設・設備の老朽化への対応が必要となっています。

また、教育文化会館の大ホール機能を備えたスポーツ・文化総合センターが平成29年10月にオープンし、現在の教育文化会館の大ホールは、平成30年3月に閉鎖することとなっています。

そのため、教育文化会館には、平成30年度以降、大ホールを除いた市民館機能が残ることとなります。

（3）川崎区役所移転の緊急性が低下

川崎区役所は、基本計画策定当初は、庁舎狭隘などにより移転に向けた取組が課題となっていました。平成23年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、現在は移転の緊急性が低下しています。

（4）公園における民間活力導入によるまちの賑わい創出等の取組

近年、全国各地で、公園などの公共空間について、民間による収益目的の利用を積極的に認め、収益の一部を施設の維持・管理に充当することによる管理の高質化に加え、まちの賑わい・交流の創出等を可能とする取組が進められています。平成29年6月には、都市公園法が改正され、「都市公園の再生・活性化」に向けた取組をより一層推進する環境が整備されました。

これらの状況を踏まえ、本市の公園でも、民間活力導入によるまちの賑わい創出に向けて検討を進めています。

（5）富士見中学校の生徒数、学級数の増加

富士見中学校は、計画当初と比べ、生徒数が約100名（H20：608名→H29：704名）、学級数が2つ（H20：17学級→H29：19学級）増加しています（※生徒数、学級数ともに普通学級）。

学校敷地が狭隘な状況にある富士見中学校のグラウンドの確保については、段階的に対応を図ってきましたが、生徒数の増加により増築校舎を建設するなど、近年の状況変化を踏まえると、**教育環境の向上の必要性がより一層高まっています。**

5. 富士見周辺地区における公共施設再編の方向性

(1) 富士見公園の整備・管理の方向性

【ポイント①】公園の整備・管理手法への民間活力導入に向けた検討

公園緑地に関する国等の動向や、本市における民間活力の導入によるまちの賑わい創出に向けた取組と連携し、富士見公園においても、民間活力の導入（施設の設置管理許可制度の活用や、公募設置管理制度の導入、公園への一体的な指定管理者制度の導入など）によるまちの賑わい創出や更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営に向けた検討を進めます。

【ポイント②】公園施設の機能や配置等についての再検討

基本計画等の策定後、川崎競輪場のコンパクト化や長方形競技場の整備、スポーツ・文化総合センターの整備など、各施設の整備を進めてまいりました。この様な各施設等の整備状況や利用状況、今後検討を進める公園への民間活力の導入の方向性を踏まえ、現在未整備の施設等の必要性や配置、将来的な需要予測等に基づいた駐車場の必要台数等について再検討を行います。

以上を踏まえ、富士見公園の整備・管理の方向性を以下のとおりとします。

<富士見公園の整備・管理の方向性>

- ★『富士見周辺地区整備基本計画及び実施計画の公園全体のコンセプトは維持します』
- ★『公園の整備・管理に民間活力を導入し、まちの賑わい創出や更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営に向けた検討を行います』
- ★『実施計画策定後、一定の期間が経過したことを踏まえ、必要な機能や配置、駐車場の必要台数等について再検討を行います』

(2) 教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性

【ポイント①】市民館・区役所の整備計画の見直し

基本計画及び実施計画では、教育文化会館及び県立川崎図書館敷地に、市民館機能と川崎区役所を基本に複合化を図ることとなっています。

一方で、川崎区役所移転の緊急性が低下していることや、平成30年3月以降、老朽化した教育文化会館に大ホールを除いた市民館機能が残ること、市民館としての活用の余地がある公共施設等が周辺に存在していること等を踏まえ、現在の市民館・区役所の整備計画を見直します。

【ポイント②】富士見周辺地区の課題と基本計画の<整備に関する基本的な考え方>

教育文化会館及び県立川崎図書館敷地は、富士見公園のエンタランスに隣接するなど“富士見の顔”となる恵まれた場所に位置しています。また、富士見周辺地区には公園本来の緑地や広場が少ないという課題があり、『緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス』の実現やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を進める必要があります。そこで、広く市民利用が可能なオープンスペース機能など、多様な活用が可能な市民利用施設を検討します。

【ポイント③】富士見中学校の教育環境向上の必要性

富士見公園に隣接する富士見中学校は、計画当初よりグラウンド面積が不足しており、富士見周辺地区整備基本計画等において、状況変化に応じて、将来的なグラウンド確保に向けた検討を行うこととしています。近年の富士見中学校の生徒数等の増加の状況を踏まえると、教育環境の向上の必要性がより一層高まっており、グラウンド面積の確保に向けた検討を進めます。

以上を踏まえ、教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性を以下のとおりとします。

<教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性>

- ★『市民館・区役所の複合化の計画を見直します』
- ★『富士見公園のエンタランスに隣接している立地特性を踏まえ、“富士見の顔”に相応しい活用となる様、多様な活用が可能な市民利用施設の検討を進めます』
- ★『市民利用施設と富士見中学校のグラウンド機能の両立を検討します』

教育文化会館と県立川崎図書館敷地の整備・活用にあたっては、公園整備と一体で検討を行います。

なお、川崎区の市民館については、必要な機能について検討を行った上で、既存施設への移転を基本に検討を進めます。また、区役所については、平成29年度中に改定予定の「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針」に基づく検討を進める中で、執務スペースの拡充が必要となる場合には、民間ビルを含めた既存施設の活用について検討します。

(3) 整備スケジュール

富士見周辺地区整備実施計画においては、平成23年度から平成33年度までの概ね10年程度の各施設の整備スケジュールや整備手順をお示ししておりましたが、これまでの各施設の整備状況や今回の富士見周辺地区における公共施設再編の方向性を踏まえ、次年度以降に富士見周辺地区整備基本計画及び同実施計画を改定し、今後の整備スケジュール等についてお示しします。



「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性（案）」 についてご意見をお寄せください

富士見周辺地区では、平成20（2008）年3月に策定した「富士見周辺地区整備基本計画」、平成23（2011）年3月に策定した「富士見周辺地区整備実施計画」等に基づき計画的に事業を推進してきました。

基本計画等の策定後、長方形競技場やスポーツ・文化総合センターの整備など、効率的・効果的な公園整備に向けた取組を進めてきましたが、概ね10年程度の整備スケジュールを想定した実施計画の策定から中間年次を経過したため、各施設等の整備の進捗状況や事業を取り巻く状況変化等を踏まえ、今回、富士見周辺地区の公共施設再編の方向性を再整理しました。

「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性（案）」について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成29年11月24日（金）～平成29年12月25日（月）

※郵送の場合は、平成29年12月25日（月）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）0401

（川崎市総務企画局都市政策部企画調整課）

(3) 郵送先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

(4) 持参先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課（川崎市役所第3庁舎5階）

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、
川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

電話：044（200）2166

E-mail: 17kityo@city.kawasaki.jp